

正確な情報の入手を

解説

■ 各種の機関から正確な情報を入手して活用を

インターネットにより、室内空気環境やシックハウスについての最新の情報を手に入れることができます。
信頼できる情報を入手して活用しましょう。

概要	機関名	URL
住宅全般に関する情報	住まいの情報発信局 (住宅情報提供協議会)	http://www.sumai-info.jp/
	(公財)住宅リフォーム・紛争処理 支援センター	https://www.chord.or.jp/
健康住宅全般についての情報	NPO法人日本健康住宅協会	http://www.kjknpo.com/
建築基準法に基づくシックハウス対策について	国土交通省	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000043.html
住宅性能表示制度に関する情報	(一財)愛知県建築住宅センター	https://www.abhc.jp/
化学製品についての相談、情報提供等	化学製品PL相談センター (一社)日本化学工業協会)	https://www.nikkakyo.org/plcenter
合板の規格や検査等	(公財)日本合板検査会	https://www.jpicew.net/index.shtml
木材と木造住宅に関する情報の収集・提供等	(公財)日本住宅・木材技術センター	https://www.howtec.or.jp/
カーテン、カーペット等、内装材料についての情報等	(一社)日本インテリア協会	https://www.nif.or.jp/
建築物省エネ法に関する情報等	(一財)建築環境・省エネルギー機構	https://www.ibec.or.jp/
防蟻剤や防蟻処理についての情報等	(公社)日本しろあり対策協会	https://www.hakutaikyo.or.jp/
優良な住宅部品の開発・普及	(一財)ベターリビング	https://www.cbl.or.jp/
融資について	住宅金融支援機構	https://www.jhf.go.jp/
住宅ローン控除について	国税庁	https://www.nta.go.jp/
一般建築相談	(公社)愛知建築士会	https://www.aichishikai.or.jp/
建築の設計、工事管理等についての問い合わせ	(公社)愛知県建築士事務所協会	http://www.aichi-jimkyo.or.jp/
住宅改善や増改築・新築等の技術的相談	(公社)日本建築家協会東海支部 愛知地域会 (JIA 愛知)	http://www.jia-tokai-aichi.org/

■各種の相談窓口の活用を

■相談窓口（関係団体）

内 容	機関名	連絡先
一般建築相談	(公社)愛知建築士会	名古屋市中区栄二丁目10-19 名古屋商工会議所ビル9階 TEL (052)201-2201
建築士事務所の業務に対する苦情相談	(公社)愛知県建築士事務所協会	名古屋市中区錦1-18-24 いちご伏見ビル5階 TEL (052)201-0500
住宅改善や増改築・新築等の技術的相談	(公社)日本建築家協会 東海支部 愛知地域会	名古屋市中区栄四丁目3-26 昭和ビル5階 TEL (052)263-4636 FAX (052)251-8495
住宅に関する紛争についての相談	(公財)住宅リフォーム・紛争処理 支援センター	TEL 0570-016-100(ナビダイヤル) TEL (03)3556-5147
住宅性能表示制度に関する相談	(一財)愛知県建築住宅センター	名古屋市中区栄四丁目3-26 昭和ビル1階 TEL (052)264-4052

■消費生活に関する苦情・相談全般（消費生活センター等）

機関名	連絡先等
消費者ホットライン(消費者庁)	市外局番なし188(最寄りの消費者相談窓口の案内)
愛知県消費生活総合センター	名古屋市中区三の丸2丁目3-2 愛知県自治センター1F TEL (052)962-0999
愛知県内市町村の消費生活相談窓口	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/0000046193.html

■住環境衛生に関する相談（保健所）

機関名	対象地区	連絡先
愛知県瀬戸保健所	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、愛知郡	瀬戸市見付町38-1 TEL (0561)82-2197
愛知県春日井保健所	春日井市、小牧市	春日井市柏井町2-31 TEL (0568)31-2189
愛知県江南保健所	犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡	江南市布袋下山町西80 TEL (0587)56-2157
愛知県清須保健所	稲沢市、清須市、北名古屋市、西春日井郡	清須市春日振形129 (清須市春日老人福祉センター内) TEL (052)401-2100
愛知県津島保健所	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡	津島市橋町4-50-2 TEL (0567)26-4137
愛知県半田保健所	半田市、知多郡	半田市出口町1-45-4 TEL (0569)21-3342
愛知県知多保健所	常滑市、東海市、大府市、知多市	知多市八幡字荒古後88-2 TEL (0562)32-6211
愛知県衣浦東部保健所	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市	刈谷市大手町1-12 TEL (0566)21-4797
愛知県西尾保健所	西尾市、額田郡	西尾市寄住町下田12 TEL (0563)56-5241
愛知県新城保健所	新城市、北設楽郡	新城市字中野6-1 TEL (0536)22-2204
愛知県豊川保健所	豊川市、蒲郡市、田原市	豊川市諏訪3-237 TEL (0533)86-3177

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市にお住まいの方は、各市の保健所、保健センターにご相談ください	
名古屋市千種保健センター 環境薬務室 (千種区、昭和区、瑞穂区、名東区)	TEL (052)753-1973
名古屋市中村保健センター 環境薬務室 (西区、中村区、熱田区、中川区)	TEL (052)481-2217
名古屋市中保健センター 環境薬務室 (東区、北区、中区、守山区)	TEL (052)265-2256
名古屋市南保健センター 環境薬務室 (港区、南区、緑区、天白区)	TEL (052)614-2862
豊橋市保健所 生活衛生課	TEL (0532)39-9124
岡崎市保健所 保健衛生課	TEL (0564)23-6187
一宮市保健所 保健予防課	TEL (0586)52-3855
豊田市保健所 感染症予防課	TEL (0565)34-6180

■ 建築に関する相談（特定行政庁・限定特定行政庁）

建築基準法関係の事務を行う役所を「特定行政庁」といいます。愛知県内では本県のほか6市が該当します。また、小規模な建築物（4号建築物^(注)）に限り事務を行う役所を「限定特定行政庁」といい、県内11市が該当します。特定行政庁や限定特定行政庁は、自らが行う建築確認等の事務についてそれぞれが独立した権限を持って行っています。

建築確認及び検査業務については、下記（限定）特定行政庁のほか、民間機関に申請することもできます。機関によって対象地区や建築物の規模が限定されていますので、ご注意ください。

愛知県内で業務を行っている指定確認検査機関については、

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/shitei.html>

をご参照ください。

なお、愛知県が審査を行う物件の申請書類については、建築物が所在する市町村を経由することとなっていますので、各市町村窓口にて提出してください。

機関名		対象地区	対象規模	電話番号
特定行政庁	名古屋市住宅都市局 建築指導部建築審査課	名古屋市内	すべての建築物	(052)972-2927
	豊橋市建設部建築指導課	豊橋市内		(0532)51-2588
	岡崎市都市整備部建築指導課	岡崎市内		(0564)23-6716
	一宮市まちづくり部建築指導課	一宮市内		(0586)28-8100
	春日井市まちづくり推進部建築指導課	春日井市内		(0568)81-5111
	豊田市都市整備部建築相談課	豊田市内		(0565)34-6649

機関名		対象地区	対象規模	電話番号
限定特定行政庁	瀬戸市都市整備部都市計画課	瀬戸市内	4号建築物のみ	(0561)82-7111
	半田市建設部建築課	半田市内		(0569)21-3111
	豊川市建設部建築課	豊川市内		(0533)89-2117
	刈谷市建設部建築課	刈谷市内		(0566)62-1021
	安城市建設部建築課	安城市内		(0566)76-1111
	西尾市建設部建築課	西尾市内		(0563)56-2111
	江南市都市整備部土木建築課	江南市内		(0587)54-1111

	小牧市都市建設部建築課	小牧市内		(0568)72-2101
	東海市都市建設部都市整備課	東海市内		(052)603-2211
	稲沢市建設部建築課	稲沢市内		(0587)32-1111
	大府市建設部建築住宅課	大府市内		(0562)47-2111

機関名		対象地区	対象規模等	電話番号
愛知県	愛知県建築局 建築指導課 確認第一グループ	瀬戸市*、小牧市*、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、清須市、北名古屋市、東郷町、豊山町、犬山市、江南市*、稲沢市*、岩倉市、扶桑町、大口町、	1号～3号建築物 (意匠) 建築設備	(052)961-9720
	愛知県建築局 建築指導課 確認第二グループ	津島市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、大治町、飛島村、 半田市*、常滑市、東海市*、大府市*、知多市、阿久比町、武豊町、東浦町、南知多町、美浜町、 西尾市*、幸田町、碧南市、刈谷市*、安城市*、知立市、高浜市、みよし市、	4号建築物*	(052)961-9717
	愛知県建築局 建築指導課 構造審査グループ	新城市、設楽町、東栄町、豊川市*、蒲郡市、田原市	1号～3号建築物 (構造) 工作物*	(052)961-9718

*上記限定特定行政庁が確認する物件は除きます。

(注) 4号建築物とは次の①又は②の条件に当てはまるものをいいます。

- ①木造の場合(すべてに該当)
- ・2階建て以下
 - ・延べ面積500㎡以下
 - ・高さ13m以下かつ軒の高さが9m以下
- ②木造以外の場合(すべてに該当)
- ・1階建て
 - ・延べ面積200㎡以下

※劇場など不特定多数の人が出入りするような用途の部分が200㎡を越える場合には、①や②に該当していても4号建築物になりません。

シックハウス予防対策 ～10の要点～

- 1 設計段階から健康に配慮した住まいづくりを
- 2 建築材料等はできるだけ化学物質放散量の少ないものの選択を
- 3 住宅購入時や賃貸契約時には健康に配慮した住まいづくりであることの確認を
- 4 新調する家具、カーテン等の材質や薬剤処理の有無の確認を
- 5 床ワックス剤、芳香剤、衣類防虫剤等の使用方法に注意を
- 6 シロアリ・衛生害虫の駆除時には安全施工の確認を
- 7 新築、改築時等には室内空気環境を測定し安心確認を
- 8 部屋に合わせて換気に心がけを
- 9 暖房器具・調理器具の使用時には換気に心がけ、室内での喫煙にも注意を
- 10 正確な情報の入手を

発行 愛知県シックハウス対策推進会議
事務局 愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課
名古屋市中区三の丸3-1-2
電話 (052) 954-6299